

(開会)

事務局： まず、都市計画審議会の開催に先立ちまして、新たに着任されました委員が1名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。紹介の後、一言あいさつをお願いいたします。

国土交通大学校の藤田校長が退任されまして、後任に伊藤校長が着任されました。一言お願いいたします。

委員： 昨年7月に国土交通大学校長を拝命いたしました、伊藤でございます。国土交通大学校の運営に当たりまして、地域の皆さん、今日お座りの皆さんに、本当に日頃お世話になっておりますことを、改めて御礼を申し上げたいと思います。

11月の都市計画審議会のときは、ちょうど事業仕分けに呼び出されまして、その都合で欠席をさせていただきましたけれども、私たちの研修の中では、私自身が玉川上水を昼間散策したりするのが大好きなものですから、研修生には、いいところがたくさんあるので小平の研修を大いに楽しめということ、開校式には必ず言うようにしてございまして、地域の皆さんとの交流を夏のサマースクールだけではなくて、オータムスクール、スプリングスクールというようなことでいろいろ密にしていきたいなというふうに思っております。そういった意味では、引き続きご支援なり、ご理解を賜ればと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

事務局： ありがとうございます。

それでは、相互にあいさつを交わすということで、高橋会長より、順次、あいさつをお願いいたします。

会長： 会長の高橋三男です。よろしく申し上げます。

委員： 農業委員会の会長をしております、竹内でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

委員： 小平警察署の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

委員： 小平消防署長の久保です。よろしく申し上げます。

委員： 小平商工会の猪熊です。よろしく申し上げます。

委員： 小平市議会の斉藤一夫です。よろしく申し上げます。

委員： 小平市議会の斎藤貴亮でございます。

委員： 同じく小平市議会の佐藤充です。

委員： 同じく苗村洋子です。よろしくをお願いいたします。

委員： 北多摩北部建設事務所工事第一課長の中村と申します。よろしくをお願いいたします。

委員： 東京都の多摩建築指導事務所の建築指導第二課長の吉野と申します。よろしくをお願いいたします。

委員： 上水新町の山川です。よろしく申し上げます。

- 委員： 回田町の打木です。よろしくお願ひします。
- 事務局： ありがとうございました。
立花委員につきましては、本日欠席ということになっております。
続きまして、市職員を紹介をさせていただきます。
都市開発部長の山下でございます。
- 事務局： どうも、都市開発部長の山下でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局： それから、出口の方でございますが、まちづくり課長補佐の首藤でございます。
- 事務局： よろしくお願ひいたします。
- 事務局： あと、事務局の職員が2名同席させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、これ以降、高橋会長に議事進行をお願ひいたします。
会長、よろしくお願ひいたします。
- 会長： それでは早速ですが、議事に入ります。
ただいまの出席委員数14名。定足数に達しておりますので、これより、平成21年度第3回目の小平市都市計画審議会を開会いたします。
議事録署名人の指名を行います。
名簿にあります順に、斎藤貴亮委員、佐藤充委員を指名いたしますので、よろしくお願ひをいたします。
次に、傍聴でございますが、今回もなしということでありましたので、このまま進めさせていただきます。
それでは、開会に先立ちまして、小林市長よりごあいさつがございますので、よろしくお願ひを申し上げます。
(市長挨拶)
- 市長： 皆さん、こんにちは。市長の小林でございます。本日は大変お忙しいところ、本審議会にご参集いただきましてありがとうございます。また、平素から市政に関しましてご理解を賜り、重ねて御礼を申し上げます。
本日の審議会の議題につきましては、諮問案件はございませんが、小平市みどりの基本計画の改定の中間報告、それから、小平市地区まちづくり検討委員会の最終報告、以上2件の報告事項がございます。詳しくは、後ほど事務局担当課より報告いたします。いずれも、これからの小平市のまちづくりに大きな期待のかかる内容となっておりますので、委員の皆様方のご感想をいただければと存じます。何卒よろしくお願ひ申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

- 会 長： ありがとうございます。
ここで大変恐縮ですが、市長は所用がございまして退席いたします。ご理解のほどをお願い申し上げます。
(市長退席)
(報告事項)
- 会 長： 先ほどからお話がありますように、本日は報告事項が2件ございます。担当課より報告の後、質問の時間をとりたいと思います。
初めに、小平市みどりの基本計画の改定について、水と緑と公園課長より報告をお願いいたします。
なお、報告に当たりまして、関係していますコンサルタントの同席を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし)
- 会 長： 異議なしということですので、どうぞ。
(コンサルタント入室)
- 会 長： それでは、報告をお願いいたします。
- 事務局： 本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。
私は、都市建設部長の栗原と申します。よろしくをお願いいたします。
それで初めに、職員の紹介をさせていただきます。
それでは、水と緑と公園課長の野田でございます。
- 事務局： 野田でございます。
- 事務局： 同じく水と緑と公園課の主査の吉田でございます。
- 事務局： 吉田でございます。よろしくお願ひします。
- 事務局： それと、今日はコンサルタント会社にも出席させていただいております。環境グリーンエンジニアの宮下でございます。
- コンサルタント： どうぞよろしくお願ひいたします。
- 事務局： では、座らせていただきます。
それでは、小平市みどりの基本計画の改定について、中間報告をさせていただきます。
小平市みどりの基本計画の改定につきましては、現行のみどりの基本計画の目標年次は、平成21年度ということでございます。平成22年3月をもちまして終了いたしますので、新たな水と緑のまちづくりに関するみどりの基本計画として改定作業を行っております。ここで、改定作業が進んできましたので、中間報告をさせていただきます。
それでは内容につきましては、野田課長から説明させていただきます。
- 事務局： 初めに、資料の確認をさせていただきます。配付いたしました資料については、資料1、小平市みどりの基本計画2010(案)の

概要でございます。お手元でございますでしょうか。

概要説明の後にパワーポイントによる詳細説明も予定しておりますので、ここでは中間報告の概要をご説明いたします。

なお、改定される基本計画の名称は、「小平市みどりの基本計画2010」を予定していることから、資料等においては、その名称を記載してございます。

では、資料1ページをご覧ください。

1、みどりの概況でございますが、平成18年4月から5月に撮影した空中写真をもとに、現況を把握いたしました。植物で覆われた土地面積の市全体面積に占める割合である緑被率は、34.3%でございます。一定の水準はクリアしているものの、減少傾向にございます。

次に、2ページのみどりの特性と課題でございますが、小平市のみどりの特性を踏まえることで、現況から見た課題を明らかにしたものでございます。

次に、3、水と緑のまちづくりの目標と基本方針でございますが、市内の七つの駅と小平グリーンロードや用水路などのネットワークが連携し合い、市内にあるみどり資源に市内のどこからでも歩いていきやすい小平の特徴を活かし、「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」を目標として設定いたしました。また、その目標を実現するための五つの方針も決めました。

次に、3ページの、4、水と緑のまちづくりの施策の方針でございますが、前述しました五つの基本方針ごとに具体的な施策の方針を定めたものでございます。

次に、5、重点施策でございますが、計画期間の10年間に優先的に取り組む必要のある施策を重点施策として設定し、水と緑のまちづくりの実効性を高くしたものでございます。

次に、6、地区別計画でございますが、この計画の上位計画である小平市都市計画マスタープランでは、商業・業務機能や公共交通機能などから設定された市内7地区毎にテーマやみどりの方針などを計画することで、より地域に密着した水と緑のまちづくりの指針となるものでございます。

5及び6につきましては、現在、庁内の会議や市民公募5人を含む検討委員会にて協議を行うとともに、東京都などの関係機関とも調整を行っているところでございます。

最後に、4ページでございますが、水と緑のまちづくりの目標である「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」を地図に表したもので、市内全域の水と緑のまちづくりのイメージとなるものでございま

す。

なお、今後のスケジュールでございますが、引き続き検討委員会を中心とした協議を行い、2月末までに、平成20年度から行っていた改定作業を終了する予定でございます。3月には、小平市議会にご報告する予定でございます。

以上、小平市みどりの基本計画の改定中間報告の概要について説明いたしました。さらに詳細につきましては、パワーポイントにより説明をいたします。

では、みどりの基本計画改定支援業務委託を受託しております、株式会社環境グリーンエンジニアの宮下より説明をさせていただきます。

コンサルタント： 環境グリーンエンジニアの宮下と申します。よろしくお願いいたします。

本日こちらの画面でご説明差し上げますが、合わせて24枚ございます。今もご説明がありましたように、改定の背景と位置付けといたしまして、平成22年3月、今年度末で現行の計画、平成12年に策定いたしました、みどりの基本計画の計画期間が満了いたします。また、平成16年に都市緑地法が改正されまして、都市緑地保全法が都市緑地法という法律になりました。さらに、新しい制度が位置付けられるという形で、大きく、みどりの基本計画を位置付けている動きが変わりました。これらに対応する必要があるということ。そのほか、現在までの間に、市の総合計画、都市計画マスタープランなどが改定されており、これに準拠する必要があるということ。

さらに、東京都などでも新しいみどりの取り組み、公園緑地の整備の方針や緑地の保全の方針なども、今、検討を始めているということで、これらにも対応するというので、小平市みどりの基本計画、都市計画マスタープランの部門別計画の一つとしまして、現在改定を進めているところでございます。

みどりの基本計画というものは、都市緑地法第4条に規定されまして、市町村が定めることができる計画ということで、大きくは、こちらにありますように公園緑地の整備、施設緑地の制度を用いました公園緑地の整理。樹木・樹林などを対象といたしました保全、地域制緑地制度というもの。それと、都市緑化の推進、花と緑のまちづくりというもの。この大きく三つを対象としております。

さらに、計画を改定する際には市民の意見を聴くこと、速やかに公表することが法律の中で義務付けられておりまして、これらにも対応しております。

これは基本計画ですので、具体的な事業計画というものは、このみどりの基本計画を基にしてそれぞれの事業の中で計画して進めていくということを予定しております。

改定経過といたしまして、先程の市民参加などの状況でございますが、平成20年7月に、みどりの基本計画改定の基本方針を公表いたしました。平成20年の11月から21年の1月にかけて、後程ご説明差し上げますが、市民を対象といたしましたみどりのまちづくりアンケート調査を、市民の意見を聴くということで実施いたしました。そのほか、市内7地区、それぞれの地区におきまして、平成20年12月に地区懇談会を実施いたしました。

それらを踏まえまして、平成21年7月に小平市みどりの基本計画改定に向けての素案、おおむねの概要を公表いたしまして、これを基にパブリックコメントを、平成21年7月から8月に実施いたしまして、計9件の意見をいただきました。

これらの経過により、現在検討を進めている最中でございますが、小平市みどりの基本計画検討委員会、市民公募5名、学識者5名という形の委員会を、現在、合わせて計6回開催することを予定しております。現在5回まで開催しております。そのほか庁内で関係各課の方が入りました会議も、計11回開催を予定しております。今年度末、平成22年3月に完成の予定となっております。

改定の視点といたしましては、まず、小平グリーンロードを骨格に、みどりのネットワークを重視した計画とすること。これは現行計画の理念を継承したものでございます。そのほか、今までと社会動向などが変わってございますので、新しい計画で重視した視点といたしまして、量の確保から質の向上。こちらは後程詳しくご説明差し上げますが、なるべく質の高いみどりをふやしていこうということ。そのほか量の確保もなかなか難しいところもありますので、見えるみどりを充実していくということ。市民主体、市民が主体になってみどりのまちづくりを進めていくということ。それと、ただ計画をつくるだけではなく、実効性を踏まえた、実行力の高い計画としていくこと。この4点を重視しながら、計画の改定を進めております。

先程もご説明がありましたが、目標年次といたしましては、平成31年、2019年度を目標年次といたしまして、平成22年4月から平成32年3月まで、こちらを計画の期間としております。

現在の市域の面積、目標年次におきましても変わりません。人口規模は、都市計画マスタープラン、市の総合計画などを踏まえまして、目標年次で19万2,000人を想定しております。

緑被率につきましては、先程34%という説明がございましたが、これを維持していくということを計画の枠組みとしております。

みどりの基本計画の構成といたしましては、これは、最終的に3月に公表する段階では、多少文言などが変わることも考えられますが、基本計画の概要、今までご説明差し上げたような内容に加えまして、以降、みどりの現況、特性、アンケートの結果等、計画に向けての課題を整理し、目標を設定して、将来構造を設定すること。この将来構造をどのように実現していくということで施策の方針を立てまして、実際100程度の施策がございますので、これらの中から、今後10年間何を重点的に実施していくのかという重点施策を設定していきます。さらに、それらを地区別に、どのように具体的に展開していくかという地区別計画。その後の進行管理などを含めました計画の推進に向けた取り組みという形。これらを合わせまして、今のところ、基本計画書の中では9章で構成することを予定しております。

こちらが緑被率を計測いたしました航空写真になります。平成18年4月から5月に撮影いたしましたものです。これを基に緑被現況図、このようなものを作成いたしました。先程もありましたが、みどりに覆われた場所が、平成18年段階では34.3%という計測結果が出ております。これら地区別の緑被率を見ますと、一番高いところは花小金井周辺地区41.2%、一番低いところは一橋学園駅周辺地区27.8%、その他おおむね30%前後となっております。こちらは39%と、若干高いところもございますが、一般的に30%程度が緑被率の目安とされております。

この緑被率の内訳を大きく括りますと、農地、草地、樹木・樹林等となります。おおむね30%を目標といたしておりますが、地区別にしたグラフがこちらです。比較的このように農地の割合が高いところ、農地の動向にみどりの状況が左右される地区と樹林地がある程度多いところ、保全されている樹林や野火止用水沿いの樹林等があり、比較的安定したみどりが多いところという形で、地区別の傾向が出ております。鷹の台駅周辺地区では、農地が19.3%と多いですので、このあたりの動向が今後のみどりの動向に関わってくるというふうに見ることができます。

他市と緑被率を比較いたしました。こちら、平成2年から平成17年までの各市の計測データですので、一概には、比較ができないんですけども、薄く黄緑にしたところが多摩六都の近隣市です。各市を並べて、おおむね30%のラインを引きますと、小平市は34.3%。みどりの量としましては真ん中ぐらいのところに位置し

ているというのが、このグラフでは分かるかと思えます。

こちらは都市公園、施設緑地と言われるものが、どの程度確保されているかというものを集計したものでございます。まず、合わせまして366カ所の都市公園などがございます。市内の91haございまして、1人当たりの面積は約5㎡という形になります。国の指針としてありますのは、整備の目標として10㎡というのがありますので、今後とも公園の整備などを進めていかなければいけないということが、この表から分かるかと思えます。

身近な公園の充足状況。市内に公園が300カ所ぐらいあるということで、おおむね、公園などから250m以内、歩いて5分以内の距離に公園があるかというものを示したのが、この図でございます。この白いところが5分以上かかるところですが、例えば、工場の中、ゴルフ場の中、自衛隊駐屯地の中などがほとんどです。

この図から分かりますことは、おおむね、市内のどこからでも歩いて5分以内に市民が利用できる公園があるということで、面積的には少ないものの、箇所数が多いということもございまして、比較的身近な公園というものは充足されているというのが、こちらの図から分かります。

こちらは保全されている緑地。いわゆる、地域制緑地制度等に該当する緑地の状況でございますが、市民1人当たり12.8㎡、合わせて459カ所ございます。生産緑地地区が一番多いのですが、ほかに樹林地等としまして野火止用水、歴史環境保全地域のほか、市有樹林、市有竹林、保存樹林、保存竹林等がございます。こちらが12.8㎡と。国が目標、指標としておりますものは、1人当たり20㎡という数値を目標としておりますので、先程の公園等の5㎡と合わせまして17.8㎡と、20㎡にかなり近い、比較的多く緑地が確保されているということが、これらの調査の結果から分かりました。

保全されている緑地の状況を図に示したものが、こちらです。風致地区、青梅街道沿い、東京街道沿い、鈴木街道沿い、玉川上水沿い、こちらに4地区がございます。そのほか、この濃いみどりが都立樹林及び市有樹林ですね。あと、保存樹林、保存竹林等。あと、黄色いところが農地、生産緑地になります。そのほか青いラインが用水路。これらの保全されている緑地などを踏まえまして計画を進めております。

アンケート調査の概要について、こちらでご報告差し上げます。配布数は334。小平市在住のみどりに関わる関連団体の構成員の方々に対して配布させていただきまして、回答数が197、回答率

が59%、おおむね6割程度ということで、かなりの高率で回収させていただきました。

簡単な構成ですが、性別といたしましては、男性50%、女性50%。年齢構成といたしましては、50代以上から70歳ぐらいまで、80歳まで含めるとかなりの割合になるということで、実際に活動されている方というのは、50歳以上の方が多いいということが分かりました。

そのほか一例といたしまして、小平市の中で印象の強いみどりは何であろうということを伺った設問では、小平グリーンロードが、ちょっと見えにくいんですけども、79%ということで、一番目に、8割の方が挙げているということで、小平グリーンロードを非常に意識しているということが分かりました。2番目は、こちら樹林地、3番目のトップが農地というふうになっております。

続きまして、今までの現況等を踏まえまして、計画に向けての課題を整理させていただきました。みどりの特性として、少しちょっと字が小さくて見にくいんですが、みどりのネットワーク、小平を一周する小平グリーンロードがみどりの骨格であると。こういう特性から導き出されましたものといたしまして、そのほか骨格から内側へのネットワークが、縦横軸が弱いということ。用水路などの資源が十分に活かされていないということ。これらを踏まえまして、水と緑のネットワークを充実するというのを、計画に向けての課題の1番目として出させていただきました。

2番目といたしましては、雑木林や農地など郷土的な資源。樹林、樹木、農地等が減少を続けているということ。郷土的な資源が少なくなり、小平らしさが失われつつあるということで、みどりを保全するということに対しましては、市民共有の財産として樹林等ができるだけ多く保全するという。用水路などを活用するという。さらに、農地や屋敷林など郷土的な歴史を伝える資源を保全するという。短冊型の農地というのは、今では小平と清瀬市あたりにしか残っていないということで、みどりの保全というものも大切だということが課題の一つとしてあります。

そのほかの市街地のみどりとしましては、目に映るみどりが比較的少ない。まとまったみどりは市の外周部に多いなどということがありまして、みどり豊かなまちを創るに際しましては、見えるみどり、身近なみどりをふやしていこうということ課題として上げさせていただきます。

その他、特性を整理しまして、みどりの質というのがありますが、樹林地の管理が行き届かずに質が低下しつつあるというようなこと

が多く問題とされているということが一つ出てきまして、みどりの質の向上を図ると。健全でいきいきとしてみどりづくりを行っていくということを課題として上げさせていただいております。

最後には、みどりと市民。みどりには公共的な役割があるんですけども、また、活動者が多いんですが、なかなか連携を図ることが難しいということがありまして、参加・協働の仕組みをつくるということも課題として挙げさせていただいております。

簡単ではございますが、このような課題を踏まえまして計画づくりを進めております。

先程もご説明差し上げましたが、水と緑のまちづくりの目標と基本方針といたしまして、「やさしく歩ける水と緑の美しいまち」ということを目標といたしました。

今の課題につながるように基本方針を5点設定させていただきまして、「みどりをつなげる」、切れ目なくつなぐということですね。そのほか「みどりをいつくしむ」、「みどりをふやす」、「みどりをそだてる」、「みどりをいかす」、この五つの方針を立てて、計画づくりを進めております。

この基本方針とあわせまして将来構造図。これは先程もご説明差し上げましたが、構成といたしましては、水と緑のネットワーク、みどりの拠点、みどりのゾーンという三つの構成要素。それぞれお手元の図面をご覧くださいと思います。

簡単にご説明差し上げますと、旧街道沿いの短冊型の農地が残っているところ、このようなところを「ふるさと環境ゾーン」と設定いたしまして、その中でも大事なところを「郷土景観重点保全ゾーン」と位置付けているというような形で、みどりの将来構造を設定させていただきました。こちら旧計画の理念も引き継いで、更新した形で改定しているものでございます。

水と緑のまちづくりの施策の方針。先程の五つの方針に対応いたしまして、水と緑のネットワークを形成するにはどうしたらいいだろうかということで、あかしあ通りを南北に結ぶみどりの骨格として、みどりのシンボルロードに育成するということを施策の方針として出しております。

歴史を語るみどりの保全といたしまして、樹林地の保全のために、永続的な保全手法を導入するといった施策の方針を出しております。

3番目が、身近なみどりの創出。身近なみどりをふやすことで、小平市全域をビオトープ化していく。このような形で施策の方針を出させていただいております。

4番目、質の高いみどりの育成。こちらは、みどりの質の向上を図るために、小平独自のみどりの育成管理手法を確立して実践していくことという形で施策を展開していくことを予定しております。

5番目、みどりの市民サポートシステムの確立という施策の方針につきましては、市民が連携して活動し、みどりのまちづくり活動が自立して機能するための活動の基盤を確立するという事で、何らかの基盤づくりを行っていかうということを施策の方針として挙げております。

次に、重点施策の考え方。こちらですが、今25の重点施策を予定しておりますけれども、それぞれ、つながるみどりを守る。つながるみどりをつくる。つながるように育てる。樹木、樹林を大切に。農地を大切に。見えるみどりをふやす。触れ合えるみどりをふやす。みどりをよくする。みどりと親しむ。みどり仲間をふやす。みどりを広げる。みどりをよく知る。これらの項目につきまして、今具体的な施策を各課と調整しながら進めております。

こちらの審議会に大きく関わるものとしたしましては、樹木、樹林を大切に。制度である地域制緑地制度の適応を中心として、樹林地の保全制度につきまして検討を進めているところでございます。

地区別計画は、市内7地区につきまして、地区別のテーマと目標を設定いたしまして検討を進めておりますが、それぞれ都市計画マスタープランのテーマと同じでございます。それを踏まえて検討を進めているところでございます。

計画の進行管理と中間見直し。こちらは最後になりますが、今回の計画は、つくるだけではなくて、実施をした際に点検評価を行って改善をしていかうということ、まず点検評価、どの程度実施したかということ、これを毎年評価していかうということ。平成26年度に中間見直しを行って、より実態に合わせたものにしていかうということ、今提案として計画の中に盛り込んでいるところでございます。

以上で、私の方からの説明を終わらせていただきます。

事務局： 以上で説明を終わります。

会長： それでは説明が終わりました。ただ今の説明につきまして、質問がありましたらどうぞ。

委員： 資料1ページの1のこの表がございませぬ、右上の方に。これはいつの時点の数字ですか。

事務局： 平成20年の3月31日現在になります。

委員： 平成20年3月31日ね。はい。ありがとうございます。

委員：　　そうしますと、この今の表のところなんですけど、用水路が8カ所、18.0haと書いてあるけれども、これ、玉川上水の今の現在の緑地地帯は、これには入っておりますか。

事務局：　　これは、玉川上水の部分は入ってございません。

委員：　　入ってなしね。

委員：　　何点か伺います。まず、一つ目なんですけれども、緑被率ですが、4月から5月に撮影したということなんですけれども、これは季節によって変わるというふうに考えていいんですか。4月、5月という一番みどりが茂っているときですが、そのときのみどりのボリュームと、12月あたりに撮ると随分違うと思うんですが、それによって変わるのでは、ちょっと緑被率としての意味がどうなのかなと思いますので、そのあたりはどうなっているのか伺います。

それから二つ目に、この計画を新しく、過去の計画をつくり直すという形でやっているわけなんですけれども、この10年間の現行の計画の総括というものはどのように行ったのか、伺いたいと思います。今の計画、現行の計画で言いますと、確かに、ちょっと難しい数値目標になっておまして、例えば、1人当たりの公園面積が10㎡以上になるようにしたいとか、あと、1人当たりの緑地の面積もかなり多めに設定をしているので、本当に厳しい、難しい、実際にやろうとすると難しい計画だったなというふうに思うんですけれども。やはり、せっかく立てた計画で10年間やってきているわけですから、それに向けた努力というものも、とても大事だったんだろうと思うんですね。そのあたりをどのように総括をなさっているのか伺いたいと思うんです。

それから、みどりの基本計画における農地の位置付けというものを伺いたいんですけれども、先程のご説明で、都市緑地法に基づくみどりの基本計画というものの中には、さっき示していただいた中に農地というのがなかったように思うんですけれども、それは別に、ここではかなり大事なものということで、今回のに入っていると思うんですけれども。その辺はどのような感じなのかと思うんですね。現行計画ができたときから今回の計画ができるまでに約100haの農地が減っておりますので、そういった意味では、本当に、その保全というものを物凄く考えていかなければいけないなというふうに思っているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

それから、ちょっと具体的な話になるんですけれども、例えば、制度的なところで、今は歴史環境保全地域の指定が少しありますけれども、それ以外に東京都の地域指定がなかなかできないということがあって、それに関しては、もちろん今後とも働きかけをしてい

ただけると思いますが、そういったところの見通しですとか、あと、とりわけやっぱりこの間、市民緑地制度をずっともって活用しているという話は、行政側の人の中からもお話が出ていたと思うんですけども、実際に地主の方に働きかけをなさって、なかなかそれが難しかったということなのか、そういったような、そのこのこれまでの努力というのはどういうものだったのか伺いたいと思います。

以上です。

事務局： それでは4点ほどいただきましたので、順次お答えいたします。

まず、緑被率の4月から5月ですね。委員おっしゃるとおり、樹木とか、花とか、それから草だとか、一番把握し易い時期です。現行の計画も、平成5年の5月の現況です。そういった意味では、同じ時期を捉えているんじゃないかとは思いますが。

ただ、精度的に、今回は航空写真の精度がかなりよくて、前は10㎡区画の部分しか分からなかったのが、精度がよくなって1㎡四方、1㎡のところも確認できるようになり、精度がよくなったという点があります。

また、市によっては、税情報による空中写真を、1月1日現在のものを使っているところもあるようですけれども、小平市では、前回は5月ですので、今回も5月で比較したということでございます。

それから、2点目の現行の計画の総括でございますが、緑被率という点では、目標で37%台としたところなんですけれども、実際は、現行調査によると34.3%で、減少はしてございます。ただ、緑被率そのものは維持できなかったんですけれども、みどりの施策の体系的な、あと、総合的な実施の一定の役割は、この計画によって緑地のみどりの創出と保全という点では、一定の評価はできるかと思えます。

実際、現行の計画で125事業を挙げて、実際、実施されているものと検討中と合わせまして100事業程ありまして、全体の事業としては81%ぐらいは進行したのかなというような評価をしております。現行の緑被率を目標として挙げていますので、かなり厳しいことは認識してはございますが、少しでも減少に対する抑止力というようなものも期待して、今の水準を維持していくというような総量目標を掲げています。

その中でも、今度は施策を重視した形で、重点施策についても、関係課だとか東京都とも協議をしていますけれども、今後も、今まであまりできなかった進行管理的な部分をきちっとやっていきたいと考えております。

それから、農地の位置付けということですが、ご案内のとおり、

農地が、緑被率の点でかなり影響しているということで、実際、生産緑地もかなり減にはなっているんですけども、我々も緑被率という観点からも、農地というのは貴重なみどりという認識はございますので、今後施策の中でも、税制上の問題とかもいろいろありますけれども、国へ市長会を通じて要望するなり、あとは、農地を継続して維持できるような施策を掲げていきたいということを考えております。

それから、あと、歴史環境保全地域。今現在、東京都の歴史環境保全地域として玉川上水、野火止用水の指定があります。あと、私どもで毎年、東京都に対する予算要望の中で、上水新町の準絶滅危惧種が生息しておるような保存樹林についても、何とか指定してくださいという形で要望は出しています。ただ、東京都もなかなか平地林については、お金のかかる話でございまして、山林については、東京都の緑地保全地域という指定がございましてけれども、なかなか難しいという。でも引き続き、難しいといっても、我々としては、その旗を降ろすことなく、引き続き要望は出していきたいと考えております。

以上でございます。

委員： まず一つ目なんですけれども、緑被率そのものが、12月にも撮った場合だと変わるのかどうかを、技術的に変わるものなのかどうかを伺っておきたいと思えます。

それから、総括については、おっしゃることは大変よく分かるんですけども、例えば、1人当たりの公園面積を10.8㎡と目標にしていたわけなんですけれども、実際には5㎡なわけですよね。だから、そういう意味で、そここのところはなるべく計画的につくっていかうということだったと思うんですけども、そのあたりの一つ一つの目標に対してどうだったのかという総括もきくなさっているんだと思うんですが、そういったところは、今回の新しい計画の中に出てくるものなのかどうかを伺っておきたいと思えます。

それから、農地の位置付けなんですけれども、そのとおりだと思っているんですけども、先程のご説明の中で、都市緑地法におけるみどりの基本計画の中では出てなかったようなので、そこに入ってくるとかというのは、別に、そういうのって関係ないんですかということ伺いたかったのですけれども。みどりの基本計画をつくっていくときに、さっきのは、例えば、公園だとかそういうようなみどりの方が多かったのかなと思うんですけども、あの中で、それとは別に関係なく、それぞれの市で独自に、そういうのを入れていけばいいということで考えたらいいかどうかということ

を、ちょっと伺っておきたいんですけども。

それから、四つ目の制度なんですけれども、市民緑地制度についてはいかがだったでしょうか。

事務局： それでは、1点目の緑被率のことについてですが、基本的には緑被率というのは、土地にみどりがある、畑とか用水含めて、すべてのみどりがあるときに測ります。それを航空写真で上から撮ったときに、12月とか1月というふうに撮りますと、やはり、みどりの中でも常緑樹で葉があるものについてはみどりとして確認できるように出るんですが、畑に何もなかったり、例えば、宅地の中に、要するに屋敷林ですね。そういうところは広葉樹というか、葉が落ちてしまう木がかなりあります。そういうものについては、上から写真を撮ったときに、土の色と同じような幹の色ですと、木があるのか、畑なのか、もしくはただの空地、駐車場なのか、かなり区別するのが微妙なところが出てくるということで、これを4月、5月に撮りますと、葉が生えてきて、木がみどりとして確立してくると。みどりか、土地の土色か、そういうのがはっきり区別されてくるという意味で、本来は、いつ撮っても、その緑被率は同じ時期に撮れば変わらないですよというのが、本当の数字のはずなんですけど、その辺を写真のプロがそれを読み取るわけですね。経験とか何かということで。読み取るんですが、それをはっきりみどりか、もしくはほかのものか、そういうものをするために、今回につきましては、4月から5月のみどりが、葉が出た時期に再度確認をしたいというようなことがありまして、緑被率自体はそう変わるものではないということではございますが、そんな状況で撮りましたということです。

以上でございます。

事務局： 公園の整備目標ですが、今回の改定の整備目標としては、街区公園を1人当たり1㎡以上だとか、近隣公園を1人当たり2㎡以上だとか、地区公園を1㎡以上だとか出しております。あと、都市公園法でも1人当たり10㎡以上というのは出しております。そういった整備目標とともに、我々が考えているのは、市内の市立公園だけでも278、今現在あるんですけども、利用度がかなり低いような公園が、実際あるんですね。そういったところを、今年度も一部リニューアルはやっているところなんですけれども、質の向上というか、利用される公園づくり、そういったものも施策の方針に入れていきますので、確かに、国でいう目標と乖離はあるんですけども、質的な向上も目指しておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それから、あと、農地の関係ですが、農地については、地域制緑地の中で生産緑地地区という形で入れています。入れること自体は、各市の裁量の範囲になりますので、それはそれで入れています。

それであと、市民緑地制度なんですけど、これはもちろん地権者の合意が必要になるんですけど、今のところまだ、特にアクションを起こしているわけではございません。新しい計画が4月以降なんですけれども、平成22年度からは、そういったところがあるのかどうかも含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

委員： 苗村委員からお話が出た、前計画との関係で新しい計画が、前計画のいろいろな総括的なところの反省点も踏まえて、新しい計画をよりいいものにしていくというその方向は、本当にそのとおりだと思うんです。

そのときにちょっとデータの、まず教えていただきたいんですけども。今度の新しい計画のフレーム、先ほどのパワーポイントの中では、18万2,000人の今の市の人口を、これから10年で19万2,000人ぐらい、1万人ぐらいふえるフレームで、それから緑被率は、今と現状維持ということになっていたようにお見受けをいたしました。

前回、今現在の18万2,000人が10年前は幾らだったんでしょうか。

それから、緑被率は精度が違うということで、ちょっと直接的なデータとして整合性がとれているかどうか分からないんですけども、減少傾向にありますねというお話がありましたけれども、10年前の34.3%に相当する緑被率というのは、どのくらい10年間で減少したんですかと、まず客観的なデータを教えていただければと思うんです。

事務局： まず、人口のところでございますが、現状が18万2,000人で、目標年次の10年後が19万2,000人ということです。

委員： 10年前の人口が分かればということなんですけど、恐らくは、10年前よりは今は人口が増えているんだろうと思うんですよ。10年前、何万人かわかりませんが、そういう数字よりも18万2,000人、今現在は、10年経って、人口が多分、小平市さん、増えておられると思うんですね。それがまた、さらにトレンドとして、さらに伸びているのかどうかちょっと分かりませんが、19万2,000人ということで、これからはさらに人口が増えていくというフレームを設定されている中で、緑被率については10年前よりも減っている状態が、今の現状だろうと思うんですよ。

それを、これからも10年間で人口が伸びている中で、緑被率を今までは下がってきたやつを現状維持にするということでフレームを立てておられるわけですから、それは、やっぱり農地なりも含めて、相当な、これからも宅地開発圧力なり進んできている中で、一方で、相当な努力をした上でないと、現状維持もできない。目標が達成できないというフレームを考えておられるんだと思うんですね。非常に高い理想といいますか、目標を立てておられるわけで、それに向けて、じゃあ、具体的に減る農地が、現実的にはやっぱりそういったところが宅地開発されるだろうと思うんです。その一方で、人口が増える中で緑被率を維持するということについては、やっぱり減る農地なりがあるとすれば、より増やす方の考え方、施策をしっかりとやらないといかんということかと思うんですね。

そのときに、市の財政でどんどん公園なりを買うというようなことって、とてもできるはずがないだろうと思う中で、じゃあ、どういふふうに工夫をしながら、みどりなり増やしていくのかということだと思うんですね。

そのときに、やっぱりいろんな意味で、市民の皆さん、あるいは既存の施設の緑化、学校なら学校を考えてもやっぱり校庭の一部を緑化をするだとか、何か分かりませんが、既存のものの緑化をいかに進めるのか、例えば、道路の沿道でもいいと思うんですけどもね。そういったところが、単にアスファルトだけのやつを、東京都さんが目標にされているような街路樹をどんどん増やす努力をする。そういう中で、じゃあ、どういふふうに増やしていくかということ、具体的に、しっかりとぜひ詰めていただければいいのかなと思うんです。

その際に、これは市だけではとてもできるわけではなくて、やっぱり住民の皆さんの応援がないととてもできる話ではないと思いますので、そのベクトルを今までと逆の方向でね、今まではみどりが減る方向のやつを増やすぐらいの、逆に、増やす方向に向けるぐらいの相当な努力をしないと、これからの10年、この目標はできないんだという、それは市民の皆さんの明確な協力が必要なんですよというメッセージをぜひ出されたらいいのかなという感じがするんです。それが一つ、私の意見です。

もう一つは、水と緑というふうになっているんですけども、市民の皆さんのいろんな参加なり考えてみたときに、もちろんみどり自体の法律に基づく仕組みとして、そういった計画をつくられるということではあるんですけども、気持ちの中では、やっぱりみどりの質を高めるというときに、緑と花。花を含んでいる緑というよ

うな感覚でやったらば、この計画がより市民の皆さんにも、みどりを増やす、同時にそのまま花も増やしていくという、水と緑、花の基本計画的なぐらいのつもりで計画をつくられたらいいのかなというふうに、個人的には思います。

事務局： 人口のご説明がなかったのでお話しします。10年前の人口が17万1,800としています。ですから、約1万人増えている形です。

それから、あと、10年前の緑被率については37.4%です。10年前の現行の計画も37.4%で、現状維持だという形で目標設定したところなんですけれども、現実には3.1%の減となっております。

公共施設の緑化ですが、それは道路の街路樹も含めて、学校も含めて、ありとあらゆる形の緑化の推進は、もちろん当然必要なことなんですけれども、やはり市民の方のご協力、民間のみどりも増やしていくような、当然努力も必要でございますので、施策の中でも出てきますけれども、生垣を増やしていくとか、接道部の緑化ですね。あと、小平市にはオープンガーデンがありますが、そういった形の、それも本当に民間の方のご協力によってなっていますので、そういった施策も、今度の新しい基本計画の中では入れていきますので、行政とともに市民、あるいは事業者も協力し合って、みどりを増やしていかないと、この高い目標はかなり難しいのかなという思いはもちろんございますけれども、それと、目標としては、やはり高い目標をここで掲げさせていただきました。

また、他市の例も、多摩六都で見ますと、大体どこの基本計画も、現行の緑被率に対して10年後の目標も同じか、あるいはそれ以上という形で掲げているのが現状でございます。

以上でございます。

事務局： ちょっと補足なんですけど、水と緑というようなことで、これの水につきましても、小平市は歴史的に水路が相当ほかの他市よりは多いということもございまして、それと、今回の計画にも掲げてあります、みどりをつなげるというような意味で、緑化しているグリーンロードを基本にしますが、その中に、また南北にみどりの軸となるような道路、府中街道とか大きな道路に緑化をするということも含めまして、そういうようなつながりを重視するというふうなことで、水路も、それに値する自然環境ということで重要視しているということで、水路もそういう位置付けにはしてございますということと。

今、貴重なご意見として、花をもっと重要にというようなこともございますので、そのみどりの中で花の施策も、これからは重要視

した施策として持ち込むというようなことで今掲げておりますので、そのような方向では今後進んでいくのかなというものの解釈はしているところです。

以上でございます。

会 長： 伊藤委員、よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： ほかに質問のある方はいますか。

委 員： 具体的に、あかしあ通りの、南北の、そこをみどりのシンボルロードに育成するとあるんですけども。これまでずっと、常に枝を切られ続けてきたあかしあ通りだったので、ここ1年、やっと枝が残されるようになってきたかなと思って、少し嬉しく思っているんですけども。そこをもっと強化するというので、具体的な計画というのはもうできているんですか。

事務局： あかしあ通りにつきましては、現在、グリーンロード化というような形でも検討してございます。これにつきましては、市の内部の検討委員会と、また市民の皆様やその付近の住民の方たちにも入っていただいて、ここをどうすればいいのかということで今検討している状況で、かなり固まってきてはいるものの、今後につきましては、あかしあ通りの、今委員がおっしゃった、木をどうするのかという問題も含めまして、今検討はしているところでございます。

ただ、今の段階で言えますのは、あかしあ通りがご指摘のとおり、枝も、今までは道路の維持管理という視点から見た緑化施策ということでございまして、それを1年、2年ほど前から、歩道等の道路植栽をもう少し見直すんだ。それと、学校やほかの施設の方のみどりも、もっといいみどりに、質のいいみどりにということで、そういう公共施設についての委員会なども立ち上げて、今検討もしておりますので、あかしあ通りにつきましては、もっと樹形を整えて、花の咲くようなカッテングというか、剪定方法ですね、去年から始めまして、市民の声によりまして、かなり花が咲いてきましたねという意見もちょっといただいているところですが、そういうような努力も今しているところでございます。そんな状況でございます。

以上でございます。

委 員： ちょっと今のお話と関連するんですが、小平全体の、いわゆるみどりづくりということで、今やっぱりグリーンロードが一つの大きな軸となって進められている。それは大体、市民にはかなり認知されているというか、共通の認識になっているんだろうというふうに思うんです。

それで、今出ました、あかしあ通りのグリーンロード化の問題だ

とか、それから、さつき部長がおっしゃった府中街道のみどりも、ここでは地図がありまして、みどりの骨格の中に府中街道がちょっとあります。それで、そこら辺との関係で、一つ、市民がいかんどうというみどりの軸、ここで言うともどりの骨格の線ですね、ラインですね。これらは、ちょっとまだ市民には認知されてない、認識されてないということだろうと思うんですよね。

今、あかしあ通りのグリーンロード化もかなりそういう点では期待もありますし、この構想というのは、恐らく市民は賛成できるかなど。もちろん府中街道の緑地、みどりの骨格ということもいいんではないかということになろうかと思うんですけども。

具体的に、あかしあ通りについては、今あれで大体分かったんですが、府中街道というふうになった場合、どういう感じになるんだろうかということがちょっとあります。確かに、いろんな緑地だとか残されていますからね。それを生かす問題だとか、それから、府中街道をどうやって植栽をふやしていくんだとかね、そういうところをちょっと具体的に、もし、今検討されていればお示しいただければありがたいなということと。

それから、あと、一つの考えられる問題としては、小金井街道ですよね。小金井街道だと、例えば、花小金井の駅前、新しく開発された北口の通りですね、青梅街道までの通りだとか、いろんな構想があるんですが、そこら辺はどういうふうな検討がされているのでしょうか。

それからもう一つ、もし検討されていればいいんですが、やっぱりまちの大きな軸としては、市役所西通り、多摩湖線と並行したこれなんかも、一つの構想点としてなってくるんじゃないかと。補完軸ということに、この地図ではなっておりますけれども。ちょっとそこら辺の構想なんかも、もし議論されていればお示しいただければありがたいと思います。

事務局： それでは、最初の府中街道につきましては、現在都市計画道路3・3・8号線ということで、東京都が拡幅とか、玉川上水に橋を掛けるか、どうするかということも含めまして検討している状況でございますので、ここにつきましては、あくまでも都道ということでございますので、東京都の方針に従った形でみどりの創出というようなことを重要視しているということでございますので、市の方で、それを植栽を市がやるんですというような形にはなかなかないのでございますので、それは都市開発部の方で都市計画道路についての協議は、今までしてきたことと、これからまたすることもあるというふうなことの中で調整はされていくべきかなというふうには

考えております。

あと、小金井街道とか、市役所西通りというようなことも出てございます。小金井街道につきましても、やはり、これも都道ということでございますが、東京都も、「緑の東京10年プロジェクト」というような形で道路植栽等も今後するんですという方針は出ておりますので、その中で、緑化されていったもの、もしくは、これから緑化されるものについても、市としても、それは小平市内の都道だということも含めまして、今後調整をするようなところについては調整されていくというふうに考えております。

事務局： 市役所西通りは、公共施設も図書館とかございますので、まずはそういったところの接道部の緑化を重視していきたいということで、歩道も狭いんで、そこに、どれだけ植栽ができるか、ちょっと課題だと思うんです。まずは、公共施設の接道部の緑化を重視して、推進を図っていききたいと考えております。

以上でございます。

事務局： それでは、都市計画道路3・3・8号線のみどりにつきまして、ちょっと私の方から補足をさせていただきます。

本日、中村課長さんがいらしてございますけれども、先日私どもの方に東京都から説明いただいているのは、都市計画道路3・3・8号線の五日市街道の交差点から青梅街道の交差点までが、次の事業区間になるわけですが、この区間につきましては、両側大体4mから5m程の環境施設帯として緑化地帯を設けるという方向で検討を行っているということでございます。

そういうことになりますと、現状、その真ん中がございます、小平市立中央公園の樹林地、これがある一定区間かかってしまってみどりが少なくなるわけでございますけれども、全体としてのみどりの面積は、逆に、両側に設けることによって増えるというような形で、今計画を進めているというふうに伺っております。

以上でございます。

委員： 東京都の北多摩北部建設事務所の中村でございます。今、山下部長からご説明がありましたとおり、ここの図面の府中街道、都市計画道路3・3・8号線につきましては、10m、10mの環境施設帯という歩道ができて、そこに約4mぐらいの植栽帯ができます。事業そのものは、東京都の事業ということで、東京都が木を植えていくんですけれども、そこに植える樹枝とか、あと、季節の雑木林等は残せるものは残していくとか、その辺のお話につきましては、小平市さんはじめ、沿道の皆様のご意見を十分にお聴きして、事業を進めていきたいというふうに考えております。ひとつよろし

くお願いいたします。

委員： まあ、今の都市計画道路3・3・8号線については分かりました。これはこれで、いろいろ検討しなきゃいけない問題もあろうかなというふうには思うんですが。

私ちょっと申し上げたいのは、例えば、あかしあ通りのグリーンロード化だとか、あるいは府中街道も含めた緑化ということ言えば、特にグリーンロード化ということ言えば、今現状ある自転車道路とか、それから玉川上水の、非常にある意味では、市民にとっては本当にすばらしい緑地というか、本当にベルトになった緑地ということ認識するわけですよ。そういうイメージでいるんだろうというふうに思うんですが。

いわゆる街路の位置付け、街路を、あかしあ通りみたいな道路を街路樹でグリーンロード化するというになると、相当努力が要るかなというふうに思うんです。

一つの事例としては、青梅街道があれだけ非常に豊かだったみどりが、残念ながらかなり少なくなってきたという、そういう市民にとっては非常に残念な形で、今なってしまったんです。当然ながら農家の皆さんのいろんなご努力だとかそういうことも、この間あったかというふうに思うんですけれども。

いわゆる、そういうふうに改めて道路をグリーンロード化していくという点では、いろんな税制だとか、財政の補償だとか、そういう点も含めて、それから街路樹そのものも相当な資金もやっぱりかけて、資金もかかるということもありますから、かなり本腰を入れて、やっていく必要があるかなというふうに思います。

ちょっと意見ということになってしまうかもしれないのですが、そこら辺の市としての努力、覚悟といいますか、ちょっと要るかなと、してほしいなということなんですけれどもね。ちょっと意見に近い質問なんです。

事務局： 今のお話の中であかしあ通りも出まして、現在、あかしあ通りにつきましては、グリーンロード化というような形でどういうふうに見えるかということを検討はしているところでございますが、道路自体のみどりを増やすということと、もう一つは、近隣住民の方にもご協力いただいて、オープンガーデン等そういうものもできるかということも計画の中には載っておりますので、そのような両面から、市民参加もしていただいてというようなことも含めて緑化したいという計画で今進めていまして、お金の方につきましては、財政のこともございますので、すべて簡単にいくというような認識は持っておりませんので、計画をつくっても、そのとおり財政が運用

できるかどうかというのも別にあるということもございますから、その辺も含めまして、今後精査されながら、いい道路ができていけばというふうなことで、相当な本腰を入れてくれということだけはお聞きしていきたいと思います。ありがとうございました。

委員： 1点だけ確認というか、さっき苗村委員の質問の1点目のやつの、どうもちょっと理解がちょっとしにくかったなと思ったのがあったので、一つだけ。

航空写真を撮ったのが4月、5月でみどりの多いところだったという話ですよね。それは、見分ける方が見分けやすいようにという話ですよね。ということは、冬に撮った、葉が散ったところで撮ったとしても、しっかりと見分けることができるということであれば、春に撮ろうが、冬に撮ろうが、緑被率というのは、その面積とか出てくるということであるのであれば変わらないという認識でいいんですか、それは。

事務局： 確かに、そういうことでございます。今回も、以前もそうなんですけど、やはり1月ぐらいに撮った写真というのは、先程も申し上げましたが、木の樹幹とか、木の大きさがなかなか胚芽ということもございまして、そういうのが分かり易い時期に写真を撮ったものと、そういうものが全部葉が落ちてしまってというような時期に撮ったものと、やはり、それを確認するのはプロというか、経験ある人がやりますので大した違いはないんですが、その境をはっきりさせるという意味では、はっきり写っている方が判定し易いというところの条件をグレードアップしているということでございますので、本来は、木があって、そこに葉が付けばこれだけの樹幹というか、木の幅を持たせているというところの敷地を主体に投影した土地は緑地ですよというようなときに、その辺をはっきり表現ができるような時期に撮った写真を利用した方がいい、そういうことでよろしいですね。

事務局： あくまでも航空写真、空から見た、要は、樹木に覆われている部分を緑被率の算定にしますので、冬場だと、そこが草も何も生えてない裸地であれば、そこはカウントされなくなるんですね。ですから、そういう意味では、4月、5月の草だとか生えているところでやった方が、正確な、植物の覆われているその面積なりが測れるということでございます。

事務局： 航空写真でございますが、本当は、夏場が一番樹木が萌えていると言いましょか、多いんでございます。しかしながら、夏場は空中写真でございますので、空気状態が非常によくなくて、写真がぶれるんですね。しかも雲が多いもんですから、晴天ではないと非常

に撮りづらいということで、実際には、気候の安定している、しかも新芽が生えた4月、5月が、一般的には空中写真としては適していると言われております。

基本的には、落葉樹ですと落ちてしまいますので、そうすると樹幹を航空写真で見ていくんですけれども、その広がりなかなか光の影とか、そういったことで分かりづらい場合があります。その辺で正確さを考えるのであれば、4月、5月、気候条件がいいということと、それなりにみどりがあるということから、一般的には4月、5月が一番ですね。ただ、決まりはないんですけれども、一般的には緑被率をカウントする写真として適しているということが言われております。

以上でございます。

委員： 今で確認なんですけれども、例えば屋根があって、その上にみどりが、木の枝がかぶさっていたときは、これは緑被率にカウントされるということですか。そうですか。認識が間違っていました。

会長： カウントされるのかと。

事務局： カウントされます。

委員： 分かりました。

会長： ほかに何かございますか。

ないようでございますので、ただ今の報告について、よろしゅうございますか。

(はいの声)

会長： 報告でございますので、ただ今をもって終了とさせていただきます。

次に、小平市地区まちづくり検討委員会の最終報告につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

事務局： それでは、まず大変恐縮ですが、座って、説明させていただきます。

では初めに、資料の確認をさせていただきます。配付しました資料につきましては、資料2、(仮称)小平市地区計画等提案型まちづくり条例最終報告書、資料3、同条例最終報告書の概要、資料4、同条例最終報告書の体系図、そして資料5、同条例の最終報告書の附帯意見でございます。お手元にはそろってございますでしょうか。

それでは、小平市地区まちづくり検討委員会の最終報告についてご説明させていただきます。なお、以降の説明については、資料2の最終報告書を用いて行いますが、資料3の概要や、資料4の体系図に最終報告の全体像が記載されておりますので、そちらも併せてご覧ください。

まず簡単に、検討の背景と経過についてご説明いたします。

平成11年に、いわゆる地方分権一括法が制定され、それに併せて都市計画法も改正が行われ、市民の主体的、積極的なまちづくりへの参加により、身近な生活環境に対する住民の意向を地区計画等の提案という形で、行政に示すことが可能になりました。また、地域特性に応じた地域毎のまちづくりへの市民参加の仕組み、まちづくり活動への支援などが期待されております。

平成19年3月に、市民参加により改定した小平市都市計画マスタープランには、市民と事業主及び市の連携と協働によって、小平市にふさわしい都市空間や環境の形成、創出を目指したまちづくりを推進するための制度や仕組みとして、まちづくり条例の創設が掲げられております。

平成20年10月から昨年12月まで、小平市地区まちづくり検討委員会で検討を重ね、まちづくり条例の必要性及びその具体的な仕組みなどについて、最終報告書が市に提出されました。

それではまず、最終報告書の構成についてでございますが、資料2の最終報告書を1枚めくってください。目次が記載されておりますが、上から、（仮称）小平市地区計画等提案型まちづくり条例の必要性、小平市の目指す「まちづくり条例」、総則、まちづくり団体、地区まちづくり等、まちづくりへの支援、第三者委員会、都市計画の提案制度、地区計画等の申出制度、その他、などの12項目から構成されております。それぞれ順を追って説明させていただきます。

それでは、報告書1枚めくって、1ページをご覧ください。（仮称）小平市地区計画等提案型まちづくり条例の必要性について、でございます。

都合9回の検討の結果、市民や事業主及び市による参加と協働のまちづくりの仕組みであるまちづくり条例が必要であると検討委員会より報告されております。

次に、右の2ページをご覧ください。小平市の目指す「まちづくり条例」についてでございます。

小平の目指す「まちづくり条例」では、市民が主体となって地区の多様なまちづくりを推進する仕組みである、地区のあり方、将来像、目標やまちづくりの方針を定めた「地区まちづくり計画」と、地区内の開発行為や建築行為における「地区まちづくり計画」の実効性を確保するための「紳士協定的なルール」を定めた「地区まちづくりルール」を位置付け、「参加と協働」による住みよいまちづくりの実現を目指すこととしております。

次に、報告書1ページを1枚めくってください。3ページ、4ページは、総則についてでございます。

まちづくり条例の目的では、小平市都市計画マスタープランに掲げる将来都市像の実現に向け、市民、事業主及び市の役割を明らかにし、協働で身近なまちの個性や魅力ある住みよいまちづくりを推し進めるために、基本となる仕組みを定めることとしております。

また、用語の定義として、地区住民等、土地所有者等、事業主、などの役割と責務を定めることが必要とされております。

次に、最終報告書1枚をめくってください。5ページから7ページは、まちづくり団体についてでございます。

まずは5ページをご覧ください。

身近な地区に対するまちづくりの発意を大切にし、まとまった地区のまちづくりにつなげるため、一定の基準を満たした団体が、地区のまちづくり計画を検討・策定することができることとしております。そして、まちづくり団体は、基礎的なまちづくり活動の準備団体である「地区まちづくり準備会」と、地区住民等の支援を受けて市が認定した「地区まちづくり協議会」の二つの組織が必要とされております。

それでは、地区まちづくり準備会についてでございますが、地区まちづくり準備会は、広く地区住民等にまちづくりに対して興味を持ってもらうことや、まちづくりの参加を促すことを目的の一つとしており、まちづくりのための勉強会や、地区まちづくり協議会を設立するための準備を行う組織として位置付けています。

5ページの下段に記載してありますが、主な設立要件といたしましては、おおむねの活動対象区域を定めていること。構成員が5人以上であり、そのうち過半数以上が区域内の住民であること、などとなっております。

次に6ページをご覧ください。

地区まちづくり協議会についてでございますが、地区まちづくり協議会は、地区まちづくり準備会の活動が醸成し、地区のまちづくりを実践できるようになったときに、申請に基づき、市が認定いたします。また、地区住民等の同意を得て、地区のまちづくり計画の案を作成することができることとしております。6ページの中段以降に記載してありますが、主な認定要件としましては、地区のまちづくり計画の案を策定することなどについて、地区住民等の支持を受けていること。活動内容が特定の者に利害を及ぼすものではないこと。構成員が10人以上であり、そのうち過半数以上が地区内の住民であること、などとなっております。

次に、最終報告書の8ページをご覧ください。8ページから14ページは、地区まちづくり等についてでございます。

身近な地区のまちづくりの目標や方針などを定め、それを実現するための建築行為等の制限や、その他必要な事項を定めるものを地区のまちづくり計画として認定する仕組みを条例に規定したいとしております。先程ご説明いたしました、地区まちづくり協議会は、計画の案を策定し、市に提案します。市は、第三者委員会に諮問し、答申を受け、地区のまちづくり計画を認定します。その後、市は計画の周知を図るとともに、計画の実効性を担保するために、事業主に対して指導することとします。

それでは、最終報告書を1枚めくって、9ページをご覧ください。

上段に、地区まちづくり計画と記載してありますが、地区まちづくり計画とは、地区のまちづくりのあるべき姿を示した目標や、あるべき姿を達成するための具体的な方針であり、区域内の一定の同意が得られたものを市が認定できることとします。

地区まちづくり計画の認定要件としては、8ページ、9ページにそれぞれ記載してありますが、区域面積が3,000㎡以上であること。内容は、小平市都市計画マスタープランなどに適合すること。地区住民等の過半数の同意が得られていること、などとなっております。

次に、9ページの中段に記載してあります、地区まちづくりルールについてでございます。

地区まちづくりルールは、地区まちづくり計画として定めた地区の目標や方針を実現するための手段として、建築行為等の制限を定めたものになります。なお、地区まちづくりルールの案の策定は、地区まちづくり計画の認定が前提となります。

地区まちづくりルールの同意要件としては、9ページの中段以降に記載してありますが、土地所有者等の3分の2以上の同意が得られていること。同意した土地所有者等の有する土地が総面積の3分の2以上であること、などとなっております。

次に、10ページの中段をご覧ください。市が推進するまちづくりについてでございます。

市が進めるまちづくりには、都市計画や都市整備などがあります。これらのまちづくりは、市が率先して進めていくものですが、それがさらに充実するよう、あらかじめ地区を指定し、地区住民等とともに地区のまちづくり計画の案を検討・策定することができるように手続方法を整えることが望ましいとしております。

次に、11ページの下段をご覧ください。事業主への誘導につい

てでございます。

地区まちづくりルール認定後には、区域内の建築行為等は、市への届け出が必要となります。

次に、12ページの中段をご覧ください。市の指導・勧告・公表等についてでございます。

建築行為等が地区まちづくりルールに適合するよう事業主へ指導を行ったり、届出を行わない事業主に対して届け出をするよう勧告をし、それでも届け出が行われない場合には、氏名等を公表するものとしております。

次に、15ページをご覧ください。15ページ、16ページは、まちづくりへの支援についてでございます。

地区まちづくり準備会、地区まちづくり協議会といったまちづくり団体に対し、地区のまちづくり活動を促進するために建築士や弁護士といったまちづくりアドバイザーの派遣や、活動費の助成が必要としております。

次に、1枚めくって17ページをご覧ください。第三者委員会についてでございます。

第三者委員会は、地区まちづくり協議会、地区まちづくり計画や地区まちづくりルールが、それぞれ要件に適合するかどうかを公平・中立な立場から審議、審査する機関が必要としております。

次に、18ページをご覧ください。18ページ、19ページは、都市計画の提案制度、地区計画等の申出制度についてでございます。

地区住民等の合意により、高い実効性を担保する都市計画法に基づくまちづくりを推進できるよう、その制度について条例で位置付けることが必要であるとしております。

本最終報告書は、昨年12月10日に小平市地区まちづくり検討委員会から市長に提出され、12月16日から公開し、今月の15日まで市民意見の募集を行いました。市民意見については、3名の方から14件の意見がございました。いただいた意見の内容は、現在策定中の意見への回答と併せて公開する予定でございますので、本日は件数のみのご報告とさせていただきます。

今後は、最終報告書及び市民意見を考え合わせてまちづくり条例案を策定し、3月議会への上程を予定しております。

以上が報告でございます。

会 長： ただ今の報告について質疑を行います。

特にありませんか。

委 員： ちょっとだけ、すみません。まず、2ページのところで、地区まちづくり計画の実効性を確保するための紳士協定的なルールとおつ

しゃっておりますけれども、その紳士協定的なルールという言い方というのは、割と、法的拘束力という意味では、あまりそこまでいかないという感じの部分なんだと思うんですけれども、そういうふうに、話し合いとしてそういうような結果になったというのは、どういうことからでしょうか。

それと、これから多分ルールをつくったその後で、地区計画に発展していくというルートがこの中に示されているので、最終的にはそういったこともあるのかなというふうに思うんですけれども、実際には、こちらの方がということで、こういうふうになったという理由を伺いたいのが一つと。

それから、8ページの区域や何か書いてあるところに点線枠があるんですけれども、これは両論ということでしょうか。5,000㎡と3,000㎡と、両方入っておりますが、どういうふうに。先程のご説明の中では、3,000㎡というふうにおっしゃっていたと思うんですけれども、その辺はどうなのかというのを伺いたいと思います。

以上です。

事務局： 第1点目の紳士協定的な考えであるということですが、検討委員会の中では、つくられたルールの実効性というものをどういうふうに担保するかという話し合いがされました。ただ、条例をつくる中で、その実効性を担保するという事の中で財産権の規制をするところになりますと、現在の法律でいきますと、財産権を規制するものであれば法律ということが考えられます。条例は、その法律の範囲内でつくるということですので、今回の検討委員会の中では、相互の理解のもとで決まったルールをお互いに守っていこうというような考え方のもとで、紳士協定的なルールとして扱いました。そういう意味では、実効性ということでは、お互いに守っていきましょうというようなことになるかと思えます。

次に、8ページの5,000㎡、または3,000㎡についてでございますが、ここでは5ページに説明文がありまして、点線の中の位置付けといたしましては、望ましい基準を示していますということで書いてございます。8ページの区域、通常でいきますと、都市計画法の提案制度ですと5,000㎡以上というようなことはあります。ただ、5,000㎡以上はなかなか広いのではないかなということで、一街区を大体3,000㎡程度、20区画があるのではないかなというようなことを想定いたしまして、3,000㎡程度が一番好ましいのではないかなということと、また、開発に関する規定でも3,000㎡以上から、公園とか緑地とか、そういう部

分の規定が入ってくるということで、3,000㎡が一定の水準ではないかなということから、望ましい基準としては3,000㎡程度というような提案がされております。

以上です。

委員：　　そうしますと、望ましいと考えるところを基準にした、中心にした条例になっていくということでしょうか。今検討中ということなんでしょうけれども。

事務局：　　はい。今後、これから条例案を作成するんでありますが、今回最終報告書が、条例をつくる上の基本的な考え方として扱っていきたいと思っております。ただ、諸般の事情とか、法令上問題があるということについては、法令を重視して作成をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

会長：　　よろしゅうございますか。

委員：　　ちょっと1点、よろしいですか。警察の立場から、まちづくり条例ということでありましてけれども、この表紙のはじめにのところに、安心・安全という文言が入っているんですけども、この条例案を策定する際には、防犯面は含まれるんですか。

事務局：　　都市計画マスタープランを実現するという条例をつくっていくということになっています。都市計画マスタープランの中には、土地利用の方針とか、それから、交通体系とかという項目がございますので、その中に、安心・安心のまちづくりをつくっていくというようなことが謳われております。ですから、その都市計画マスタープランの方針に合えば、そういう検討をして、ルールを、計画をつくっていくということは可能かというふうに思っております。

以上です。

委員：　　参加と協働のまちづくり、大いに進めるべく、条例化、ぜひ前向きに、この線に沿って進めていただければ全く異論がないんですけども。第三者委員会、まちづくり団体の認定、あるいは地区まちづくり計画の認定だとか、第三者委員会が設置をされると。それと、この委員会、都市計画審議会との関係なり、何か考えておられるところおありですか。基本的には、別ものとして、別途つくられるという理解でいいのであれば、それはそれでももちろんいいんですけども。どんな感じになるのか、お考えがあれば。

事務局：　　今回ここに提案している第三者委員会につきましては、都市計画審議会というのは、もう少し大きな部分のまちづくりを検討すること、ここで審議をしていただきます。

第三者委員会についての審議の内容としましては、身近な地区の

まちづくりを検討するということですので、もう少し小さい地域でまちづくりの案を検討して、それを認定するか、認定しないかの話になるかと思っておりますので、この審議会とは別の審議会として位置付けていきたいというふうに思っております。

以上です。

会 長： ほかに。よろしゅうございますか。

(なしの声)

会 長： それでは、小平市地区まちづくり検討委員会からの最終報告、以上で終了をいたします。

事務局： ありがとうございます。

会 長： その他の報告事項が1件ございますようですので、その他の報告事項について説明をお願いします。

事務局： それでは、小平都市計画道路3・3・8号、府中所沢線に関する都市計画変更素案の説明会の実施について、報告いたします。

東京都では、小平都市計画道路3・3・8号、府中所沢線のうち、五日市街道から青梅街道までの約1.4kmの区間の都市計画道路の整備に当たり、沿道環境の保全に配慮した道路にするため、現行の幅員22mから28mを、32mから36mに変更する都市計画変更の素案の作成をいたしました。このため、その内容について、東京都による説明会を開催する予定でございます。

なお、説明会の日程につきましては、2月3日、水曜日、午後7時から8時半まで、小平市立第一小学校体育館で行います。また、2月4日、木曜日、午後7時から8時半まで、小平市民総合体育館第二体育室で開催する予定としております。

報告は以上でございます。

会 長： その他の報告を終了いたします。

これをもちまして、本日予定しておりました報告事項については終了いたします。

続きまして、都市計画に関するお話があります。事務局より説明をさせていただきます。

なお、審議会の報告事項はすべて終了をしておりますので、ご都合のある方は退席されても構いません。引き続きご参加させていただく方、10分程度で終了しますので、よろしく願いをいたします。

事務局： それでは引き続き、本都市計画審議会のお時間をお借りいたしまして、都市計画に関する勉強会を行いたいと思っております。本審議会はさまざまな関係の委員の方々と構成されておりますので、この勉強会は専門的な分野を掘り下げていくというよりは、都市計画全体に

おける市内の課題や基礎的な部分などをご紹介させていただく時間になればということで、このような時間を設けさせていただいております。

本日は、小平の都市計画について、都市計画の区域区分に関する紹介をさせていただきたいと思います。審議会委員の皆様におかれましては、お時間の許す限り、ご参加いただければと考えております。

では、以降の説明につきましては、まちづくり課長補佐の首藤が担当いたします。

事務局： まちづくり課長補佐の首藤と申します。

毎回、高橋会長の発案で、最後の締めは、こういった小平の都市計画について見聞を深めていただくということで、本日は、またちょっと新たな視点で、10分程度、皆様の興味の湧くようなお話をつくってまいりましたので、お急ぎの方もいらっしゃるかと思いますが、時間の許す限り、正面の方に注目していただければと思います。

機械の操作がございますので、以降、座って説明させていただきます。

それでは、本日、審議会委員の皆様にご紹介いたしますのは、小平都市計画で区域区分という、ちょっと聞きなれないかもしれませんが、そちらに関係する部分でございます。前回は都市計画施設に関する内容でございましたが、区域区分制度は、都市計画の根幹をなすものでございますので、本日は、その概要などについてお話できればと考えております。

本日お話をする内容でございますが、国土利用について、あとは、区域区分制度についての、以上の2点でございます。今回は都市計画法の区域区分制度だけではなくて、もっと大きな視点から土地利用を眺めてみたいと思ひまして、国土利用についてもご紹介したいと考えております。

国土利用についてでございます。まず、こちらの写真をご覧ください。日本最高峰の富士山でございます。非常にきれいですね。ちょっとこれは、冬よりはもう少し暖かい時期、秋ぐらいの写真だとは思いますが。

次は、こちらは小平市内ではないんですけれども、深谷ねぎで有名な、埼玉県深谷市のねぎ畑になります。ちなみに、こちらの深谷ねぎは、明治30年から歴史があるということで、ちょうど今が旬ということになっておりまして、ねぎ鍋やねぎの姿焼きが非常においしいというふうに言われている、ねぎでございます。

こちらは、私ども身近な新宿の高層ビルということになります。

皆様お気づきの方もいらっしゃるかと思いますが、いずれの写真も、日本国内のごく普通にある土地ということでございます。しかしながら、写真にもありましたとおり、その土地の使われ方というのは、全く異なるものであるということです。こういった日本の土地利用を大きく規定しておりますのが、国土利用計画法という法律になります。

こちらが、少々見にくい部分もあるかと思いますが、国土利用計画法の体系になります。一番左側なんです、ちょっと影になって見にくい方もいらっしゃるかと思いますが、土地基本法とあります。この法律は、土地利用の憲法のようなものになります。画面の上段でございますのは、国土利用計画法でございます。この法律に基づきまして、都道府県は土地利用基本計画という計画を策定することになっております。

そして、土地利用基本計画では、土地利用を五つに分類しております。その分類を画面の右側に記載しています。こちらの方ですね。

国土利用計画法の法体系についてでございますが、先程の土地利用の5分類を拡大してみました。具体的には、上から順に、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域に分かれています。

ちなみに上から順にご説明、簡単に申し上げますと、都市地域とは、都市計画法の都市計画区域に相当する地域のことでございまして、小平市は、全域が国土利用計画法上、都市地域に該当いたします。

次に、2番目の農業地域でございますが、農業振興地域の整理に関する法律の農業振興地域に相当する地域のことでございまして、多摩地域では、八王子市や青梅市などに存在します。八王子市では、ちなみに道の駅の八王子滝山というところをつくって、こういった農業振興地域でできた物産を、この道の駅で販売していくというような試みも行っておりまして、非常に盛況だという話を伺っております。

続いて、中段の森林地域でございますが、こちらは森林法の国有林、地域森林計画対象民有地に相当する地域のことでございまして、多摩地域では、東大和市の多摩湖周辺が該当しております。

続いて、こちらになります、自然公園地域ですが、自然公園法の国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園に相当する地域のことで、多摩地域では、羽村の自然公園が該当しております。

最後に、自然保全地域ですが、自然環境保全法の自然環境保全地

域などに相当する地域の中で、多摩地域では、檜原村の檜原南部自然保全地域が該当します。

なお、冒頭画面に映しました写真ですが、それぞれ、富士山は森林地域、深谷市のねぎ畑は農業地域、そして、新宿の高層ビル街は都市地域に該当するということになります。よって、都市地域ですので、都市計画法の対象になるということになっています。それぞれこういう感じになりますね。

続いて、区域区分制度についてでございます。先程都市地域は都市計画法の都市計画区域につながる地域とご説明いたしましたが、都市計画区域にもいろいろ種類がございます。

まず、都市計画区域と申しましても、そのほかに準都市計画区域と都市計画区域外というのがございます。そして、都市計画区域の中には、市街化区域、市街化調整区域、あと、非線引き都市計画区域がございます。

今回勉強会のタイトルとなっている区域区分とは、都市計画区域内を市街化区域、市街化調整区域に分けることを言います。ちょうどこちらの部分ですね。また、区域区分のことを線引き制度というふうに呼んだりもします。

それでは、簡単にご説明したいと思います。

まず、市街化区域でございますが、こちらの絵にもありますとおり、だんだん、下から上に向かって長閑になっていく絵なんですけれども、市街化区域とは、既に市街化を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことを言います。そして、市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域のことを言います。

区域区分の制度趣旨でございますが、まず現在の都市計画法が制定されたのが昭和43年ということで、時代はちょうど高度成長期、都市への人口集中と、それに伴う無秩序な市街地の拡大が課題ということになっておりました。無秩序に市街地が拡大することにより、あまり質的によくはない道路や下水道などの施設が整備されていったと。後追的に、そういった公共施設の整備が必要になってきた。あまり効率的とは言えない整備を、後追的にせざるを得ない状況だったということが背景にあります。

こういった課題を解決するために、都市を市街化区域と市街化調整区域に分けることにより、市街化区域への効率的な公共投資と道路や下水道などの公共施設の質的向上ですね。これを図ることを目的につくられたのが、区域区分制度ということになります。そのため、市街化区域と市街化調整区域とでは法的効果が異なることにな

ります。

こちらの画面が、市街化区域と市街化調整区域の差を示した表になります。上から順に説明いたしますと、市街化区域では、原則、用途地域、道路、公園、下水道を、都市計画で定めることになっております。小平市もそういうふうになっております。また、再開発などの市街地開発事業を行うこともできます。

しかし、こちら側ですね、市街化調整区域では、用途地域の指定は原則行わず、道路などの公共施設の整備も必ずしも行う必要はありません。

また、開発許可基準につきましても、市街化区域内では、公共施設の質的向上を狙った技術基準に適合すれば許可は下りることになりますが、市街化調整区域では、技術基準のほか、虫食いの開発が行われることを防ぐために設けられている立地基準も満たす必要があります。

次に、本審議会でも毎年ご審議していただいております農地ですが、その取り扱いも異なります。市街化区域内では、農地転用は許可ではなく、届出という簡単な手続で済みます。また、市街化を図るべき区域ですので、宅地などの供給を促進するために、農地は宅地並み課税となりまして、保全する農地は生産緑地の指定をすることになります。しかし、市街化調整区域内では、農地転用は許可でございまして、課税も宅地並みではございません。

このように市街化区域に指定されるか、市街化調整区域に指定されるかによって、その土地利用の制限は大きく異なってくるというのが、この表から見ても分かると思います。こういったところの違いがあるということですね。

最後になりますが、今後の課題といたしまして、現行の都市計画法は、画面にも何となく薄っすらありますとおり、高度成長や人口増加を前提に制定された法律と言われております。しかし、現在の社会状況は少子高齢化社会、人口減少という社会に突入しておりますので、都市計画法が制定された時代背景とは、大きく異なってきていると言えます。また、地球環境の保全といった新たな課題が発生しているのも事実です。

これらの課題を乗り越えるために、どういう都市計画制度が望ましいのだろうかということで、都市計画制度のターニングポイントに差しかかっているのが、現在の状況でございます。

以上、ちょっと急ぎ足だったかもしれませんが、今回の小平の都市計画ということでご紹介をさせていただきました。今後の皆様のご審議にわずかながらもお役に立てればと思います。

会 長： どうもご清聴ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、本日の都市計画市議会を閉会といたします。長時間どうもありがとうございました。
(閉会)